

BOATRACE 地域振興クーポン取扱店舗募集要領

1. 趣旨

若松ボートレース場周辺地域の様々な地場産業支援、ボートレース場と地域との連携促進、ボートレースファンをはじめとした地元住民の消費促進並びにボートレース場の活性化を目的に、地元の店舗で利用可能な BOATRACE 地域振興クーポン（以下、クーポン券）を発行します。

2. 募集内容

(1) 募集対象者

北九州市若松区内で以下の業種を営み、クーポン券の使用を可とする店舗

・飲食業 ・食品販売 ・製造業 ・小売業 ・サービス業 ・レジャー業 等

ただし、次の①～③に該当する店舗は除きます。

- ① 特定の宗教団体、政治団体と直接関わる営業を行っている店舗
- ② 役員等が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力と関係を有している者に該当する店舗
- ③ クーポン券の使用対象にならない物品、サービスのみを取り扱う店舗※

※「3. クーポン券の使用に当たっての留意事項」参照

(2) 募集〆切

一次〆切は令和6年6月10日(月)とさせていただきます。その後も随時受付を行いますが、申し込み時期によっては、令和6年7月上旬から配布する予定の取扱店舗一覧チラシへ掲載できない可能性があります。BOATRACE 若松ホームページへ掲載する取扱店舗一覧は随時更新とします。また、暴力団排除のため、店舗代表者の情報を関係する官公庁に照会することに同意いただき、照会した店舗代表者が暴力団関係者でないことが参加いただく前提となりますので、ご注意ください。

(3) 応募方法及び提出物

クーポン券取扱店舗となることを希望される店舗におかれましては、以下の提出書類に必要な事項を記載のうえ、BOATRACE 若松（北九州市公営競技局）が BOATRACE 地域振興クーポン券の管理等を委託する仲介団体（以下、(株)ハートピア）まで郵送又はFAXにてご提出ください。

<提出書類>

- ① ボートレース地域振興クーポン事業加盟店登録申込用紙
- ② ボートレース地域振興クーポン事業 振込先等確認用紙 兼 暴排照会同意書

3. クーポン券の使用に当たっての留意事項

- ・クーポン券は、北九州市若松区内の取扱店舗での使用に限ります。（取扱店舗の一覧は、BOATRACE 若松にて配布するクーポン券取扱店舗一覧及び BOATRACE 若松ホームページでお知らせします。）
- ・クーポン券は、ボートレース場内の店舗ではご利用できません。
- ・クーポン券の想定使用者は、BOATRACE 若松への来場者、関連イベントへの参加者等です。
- ・クーポン券が使える期間は令和6年12月31日まで
発行総額は1,000万円（1,000円券8,000枚、500円券4,000枚）です。
- ・クーポン券を使用するとき、額面金額以内の使用であってもおつりは出ません。
- ・クーポン券で使用できないものは次のとおりです。
 - ①換金性の高いもの
（商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなど）の購入
 - ②土地及び家屋の購入
 - ③風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ④たばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ⑤国や地方公共団体への支払い
 - ⑥参加店舗が使用を不可とした商品
 - ⑦法律で商品券による購入が禁じられているもの
 - ⑧その他、BOATRACE 若松と(株)ハートピアが協議して使用対象とならないと判断されたもの
- ・クーポン券の現金との交換、譲渡、転売はできません。
- ・BOATRACE 若松以外のクーポン券は使用できません。
- ・その他留意事項については、(株)ハートピアまでお問い合わせください。

4. 精算・換金申込方法

(1) 申込期間

令和6年7月15日から令和7年1月15日到着分まで

※申込期間を過ぎた換金には一切対応しませんので、予めご理解のうえ、期間内での換金のお手続きをお願いします。

※お客様の利用月の翌々月までに清算・換金処理いただきますようご協力ください。

(2) 換金方法

銀行振込とします。

※受付は随時行いますが、毎月2回、15日及び末日で締め、締め日より2週間以内を目途にご指定の口座へ振込みます。

(3) 提出、申込手続き

- ① 店舗名、利用日を記入し押印したクーポン券
 - ② 【加盟店舗用】ボートレース地域振興クーポン事業 精算申請用紙
- ①と②を添えて(株)ハートピアへ申し込んでください。

この申込みには、原則、事前に配付するレターパックで送付してください。

5. 取扱店舗の遵守事項

- (1) 使用者が使用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面分の物販、サービスの提供を行ってください。おつりは出さないでください。
- (2) (株)ハートピアから登録後に配布された販促物(ステッカーや三角ポップ等)を消費者の見やすい場所に掲示してください。
- (3) 使用者から受け取ったクーポン券には、必ず店舗名、利用日を記入し押印してください。漏れがある場合換金できませんのでご注意ください。また、クーポン券中央上側に「BOATRACE 若松」のロゴマークとマスコットキャラクターかっぱくんのイラストがあることを必ず確認して受領してください。他ボートレース場のクーポン券は清算・換金処理ができません。
- (4) クーポン券に他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのクーポン券の受け取りを拒否するとともに、速やかにBOATRACE 若松または(株)ハートピアまで報告してください。コピーされたものには、「COPY」と表示されます。
- (5) クーポン券の交換、譲渡、売買、再使用は禁止します。
- (6) クーポン券を事業取引に使用することは禁止します。
- (7) BOATRACE 若松が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をお願いします。
- (8) その他BOATRACE 若松、(株)ハートピアからの指示があった場合はその指示に従ってください。

6. 取扱店舗資格の喪失等

本要領に明確に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の登録を取り消し、場合によっては損害金の請求を行うことがあります。

7. 損失等について

使用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難及び換金期限切れ等による損失は、取扱店舗の負担とし、一般財団法人BOATRACE 振興会及びBOATRACE 若松はその損失を一切補償いたしませんので、十分ご注意ください。